

水戸家庭裁判所委員会（第15回）議事概要

- 1 開催日時 平成22年6月3日（木）午後3時から午後5時25分まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）

石渡千恵子，上本哲司，内田久美子，小島法夫，五來則男，正保春彦，鈴木豊明，竹花俊徳，長山隆一，樋口直実，堀越博，八木岡努，矢野倉栄，鷺田美加（五十音順 敬称略）

（事務局等）

裁判官 高見進太郎，事務局長 野上康雄，首席家庭裁判所調査官 森芳男，首席書記官 川島孝，事務局次長 原宗鑑，次席家庭裁判所調査官 岡田豊，次席家庭裁判所調査官 長谷川哲也，総務課長 毛利芳英

4 議事概要

(1) 全体概要

新任委員（上本哲司）から自己紹介が行われた。

(2) 今回のテーマ「これからの家庭裁判所について－少年審判の更なる充実に向けて－」

ア 少年審判の現状と課題について，高見裁判官が説明した。

イ 少年の更生に向けた取り組みについて，岡田次席家庭裁判所調査官が説明した。

ウ 被害者保護に関する取り組みについて，川島首席書記官が説明した。

(3) 少年審判の更なる充実について意見交換をした概要（○委員，△事務担当者）

○ 制裁や社会秩序の維持を目的とする刑事裁判においては，被害者の感情が裁判によって癒されることもあると思うが，少年の健全育成を目的とする少年審判において，被害者の処罰感情，制裁感情がどう取り扱われるのか，ど

ここまで取り入れられるのか、という感想を持った。

△ これまでの少年審判は、少年の健全育成が第一義的におかれていたが、少年法の改正により、被害者が裁判官や家裁調査官に対し、意見陳述できることになった。意見陳述をストレートに処分結果に反映させるということではないが、家裁調査官が調査の中で少年に被害者の感情をぶつける、裁判官が審判の中で被害者の意見陳述をぶつけることができる。処分内容についても被害者感情が要素の一つとなっている。

○ 過ちを犯した少年に対し、多くの人が多く時間をかけて少年を守り、導いていくことは非常に大切であることや裁判所の役割も理解できた。一方、自分が被害者の立場になったら、犯罪を犯した少年に対し、悪いことは悪い、悪いことをした結果を自分で身をもって知ってほしい、と思うだろうし、審判傍聴などオープンにしてほしいと考える。ダメージを強く受けている被害者もいるだろうし、自分から意見を述べられる人や情報を得るためにアプローチできる力がある人ばかりではない。少年には全件だれかが寄り添ってくれる立場にあると思うが、被害者にも個別に寄り添いケアしてくれる流れになるとよい。加害者が守られているために被害者が守られていない感覚に陥るのでは本末転倒であり、バランスのよいケアがなされるとより良いと感じた。

△ 少年の健全育成と被害者保護といずれも大事なことなので、折り合いを付けていかなければならないが、非常に難しいことであり、裁判所も苦勞している。考えていただきたいのは、重罪を犯した少年を成人と一緒に刑務所に入れ、それで良くなるか、ということである。罰を与えればよいというものではなく、少年のための少年院で教育を受けさせ、良くなって出てきてもらうことを考えてほしい。

○ 少年法が適用される大人以上のワルもいるわけで、被害者が納得しない理由の一つではないかと思う。成人年齢の18歳への引き下げについて期待し

ている。

△ 健全な社会を作るために、成人と少年を分けて処遇することが効率がよいというのが現在の制度であり、成人年齢の引き下げに賛成する意見もあるが、20歳くらいまでは更生可能という判断があるのだと思う。

○ 家事調停委員をしていて日ごろ感じることだが、安易に離婚してしまう親が少年非行にもマイナスの影響を及ぼしているのかと思う。子はかすがいという言葉が消えてしまっているようで、とにかく離婚を優先させる親が多いと感じる。母子家庭に対する補助も国民年金等と比較して手厚いような気がして、そのことも安易な離婚の原因かと感じている。

△ 最近の非行原因として、母子家庭の経済的困窮は圧倒的に多い。離婚した女性が経済的に恵まれているということではなく、食べる物がない母子がインスタント麺を万引きしたというケースもあった。

○ 大学生と接していて、少年法の目的である少年保護が、未成年者は何をしても許されるという特権的存在であるように誤解されていると思う。他方、少年院を見学した学生は、少年院に対するイメージについて、高い塀があって、鉄格子で囲まれて、暴力が支配するような、厳しい刑罰の場所であると思っていたが全然違う、という感想を決まって述べる。少年に対するアンバランスな誤解という感想がある。

○ 再犯しない人間に育ててほしいとの思いで保護司をしている。以前の少年は、暴走族や愉快犯が多かったが、今は、複雑困難な事件がほとんどになっている。働くための支援センターもあるが、一般の人でも就職が難しい中、罪を犯した少年の働く場の確保が難しかったり、学校へ戻っても居場所がなかったり、再犯につながる例が多くなっている。保護司のなり手もない。本人が更生したいと思っても受け入れ先がないと仮出所もできない。社会の受け入れ態勢が整わないうちに出所することになると、再犯率が上がってしまう。そういう人を体験的に雇ってくれる場所もほとんどないような状況であ

る。再犯しない社会環境作りを連携的に行う必要があり、模索しているが、地域にどう宣伝していくか、そういう環境の社会にするにはどうすればよいのか、頭が痛い。

△ 時代が変わり、経済も変わり、少年の健全育成のために力を割くゆとりがなくなっている気がする。少年も生活するだけの収入がすぐ欲しいという切羽詰まった状況である。職業を通して教育訓練を行うことが一番効率的だが、そういう場が少なくなっている。

○ 保護司はボランティアであり、はたしてこれでよいのか、という思いがある。

○ 身近で、少年が警察官に捕まった際、現場の警察官が最初から少年を有罪扱いにしたという話を聞いたことがある。少年だと、反論することも難しく、やってもいないのにやったと言ってしまうこともあると思う。事実認定はどうなっているのか。

△ 刑事裁判では検察官が事実を立証していくが、少年審判における非行事実は、捜査記録に基づいて裁判官が判断することになる。ただし、一定の重罪事件については、検察官に関与してもらう場合もある。

○ 被疑者を調べていて、真実がどこにあるのかを決めるのは非常に難しい作業である。最終的には、本人の自供だけではなく、客観的な証拠を重視することになる。少年に対する取り調べについては、立ち会いを女性にしたり、いろいろ配慮している。

○ やった人にもいろいろ言い分があり、内心はまた複雑だったりする。取り調べを受けるような状況になった場合は、まず弁護士を呼ぶことを勧めたい。実際には自白をとることが捜査の大きな目的であり、調書が作成されてしまうとそれを覆すのは難しい。それで、現在、捜査の可視化ということが議論されている。少年の場合、誘導されやすいという特性もあるので、特に配慮すべきである。

- 少年審判でも警察や検察が捜査をするのか。弁護士も付くのか。
- 少年友の会では、少年が老人ホームや乳児院でボランティア活動をする際の付添いや、少年審判に付添人として出席し、意見を述べたりする活動をしている。そのような場で関わる少年は、良い子であると感じる。
- 昨年末から今年にかけて土浦市の中学生が4, 5人逮捕されたが、本日聞いた少年審判の流れによりこの少年たちもこういう形で審判を受けたりしたのかと思った。少年の非行防止には親の教育が必要と思う。母子家庭が非常に多く、母子家庭の少年の非行がほとんどではないか、と心配している。凶悪な事件は処罰されても仕方ないと思うが、事件のランクに応じていろいろな形があつてよいと思う。学校の先生も大変なのか、警察が介入することも多くなっている気がする。
- △ 調査官の調査の際は必ず保護者に来てもらい、問題点があれば率直に指摘している。法律上も保護者に対する措置は必ずやることになっており、保護者を集めての保護者会も行い、保護者に対する指導もしている。そこを何とかしなければ少年の更生は望めない。
- 芸能人で昔少年院へ入っていた等と言う人もいるが、実際に少年院へ行った少年等が社会復帰している割合はどれくらいか。
- △ 今数字はないが、再び少年院へ行ったり、成人になって刑務所へ行く人、再犯率としてはそんなに高くないと思う。
- そうなってほしいと思うが、ひどいことが目に付くこういう社会の中で、それをあおっているマスコミの責任も大きいと思うのでそういう放送をしないように心がけているが、この世の中で生きていかなければならない少年、厳しい状況という気がする。更生する環境が厳しくなっているのは、大人の責任だと思う。
- 不景気な世の中、資格を取って安易に高齢者福祉施設に勤めに来る人がたくさんいるが、3日ともたない。だから、福祉施設は人手不足である。ちょ

つとした転倒事故でも訴訟になるという事態なので、専門性が求められる職業であり、ボランティアの受け入れも難しくなっている。厳しい社会ということを理解していただきたい。

- 被害者の調査については、被害者が幼くて自分の意見を言えなかったり、精神的に相当ダメージを負ったときに、特に調査官に関わってほしいという思いがある。
- 少年について、国選弁護士制度はあるのか。
- △ 在宅事件については弁護士が付かないで審判するのが大多数である。身柄事件では、被疑者国選弁護士制度というのがあり、そこで少年が希望すれば弁護士が付けられる制度がある。それ以外にも一定の重罪事件については、国選弁護士制度に類した国選付添人という制度がある。身柄事件であれば7割程度、弁護士が付いているという印象である。
- 弁護士が付いた方が圧倒的に有利であり、経済力や知識がない人が不利になるような気がする。
- △ 不利になることのないようにしている。
- 被疑者国選制度により被疑者段階でかなりカバーされているが、被疑者国選に該当しない事件でも、弁護士会による当番弁護士制度というものがあり、1回は無料で弁護士が派遣される制度がある。経済力がなくても諦めないでほしい。

5 次回期日

- (1) 11月18日(木)
- (2) テーマ「親子関係事件に対する家庭裁判所の取り組みについて」